## 岩手県監査委員告示第21号

包括外部監査結果の公表(平成24年岩手県監査委員告示第9号)により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見 岩手県監査委員 高 橋 昌 造 岩手県監査委員 吉 田 政 司 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

## 1 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件 (テーマ)

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

3 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

- 4 岩手県医療局長からの措置結果通知の内容及び受理日 包括外部監査の結果に対する措置状況について 平成27年1月30日
- 5 指摘事項及び措置内容

## (1) 指摘事項

被災固定資産に係る損失計上漏れ(病院事業)

平成23年3月11日の東日本大震災により、県立病院では建物等設備への被害を受けている。特に高田、大槌及び山田の3県立病院の被害は大きく、被災した病院建物については今後の使用が見込まれていない状況である。

被災した県立病院と平成22年度決算における固定資産の会計処理の状況を表で示すと以下のとおりである。

(単位:円)

	被災した有形固定資産	除却処理	資産計上残余分
高田	2, 357, 072, 953	648, 456, 701	1, 708, 616, 252
大槌	1, 799, 621, 675	531, 420, 591	1, 268, 201, 084
山田	1, 360, 710, 185	248, 266, 819	1, 112, 443, 366
その他	8, 776, 046	8, 776, 046	0
合計	5, 526, 180, 859	1, 436, 920, 157	4, 089, 260, 702
うち資本剰余金対応分	3, 441, 538, 248	874, 952, 400	2, 566, 585, 848
差引 (損失計上対象)	2, 084, 642, 611	561, 967, 757	1, 522, 674, 854
修繕費等諸経費 (災害対応)		116, 543, 300	
遊休資産の除却処理 (旧磐井病院)	618, 100, 517		
特別損失計上額		1, 296, 611, 574	

被災した病院に係る固定資産について、平成22年度決算において医療機器や職員公舎建物等、除却処理が行われているが、 病院建物等の部分については会計的手当はされていない。県の説明によると、病院の除却は解体処分と同時に行うことを通例 としていたため、被災した病院本体の除却損を計上していない、とのことである。

しかし、建物として物理的に存在しているとはいえ、病院建物としての利用見込が期待される状況にないことから、会計上の固定資産としての性質を有しているとは認められない。よって、平成22年度病院事業決算において、被災固定資産に係る損

失計上漏れ1,522百万円(対応する有形固定資産残高は4,089百万円)が生じていると判断される。

## (2) 措置内容

被災固定資産に係る損失計上漏れ (病院事業)

平成23年度において、高田病院及び大槌病院については全て、山田病院については明らかに利用の見込まれない部分について、除却した。

また、平成24年度において、山田病院の残存分を除却した。